# 第2次笛吹市環境基本計画

## 令和3年度~令和12年度



# 笛吹市

### はじめに

笛吹市は、御坂山塊をはじめとする山々や笛吹川水系の大小様々な川など、豊富な自然から多くの恩恵を受け、広大な果樹地帯が広がる「桃・ぶどう日本一の郷」、また石和温泉・春日居温泉を擁する温泉郷として発展してきました。

この先人たちが守り残してくれた恵まれた環境を後世に引き継いでいくため、平成23年4月には、笛吹市環境基本条例に基づく平成23年度から令和2年度までを計画期間とする第



1次環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んできました。

一方で、世界各地においては、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や集中豪雨等による被害が頻発しており、このような状況の中、世界では「持続可能な開発目標(SDGs)」や「パリ協定」が採択され、世界全体が持続可能な社会の実現や地球温暖化対策としての脱炭素化に向け歩みだしています。

また、我が国においても、東日本大震災での原発事故を契機にエネルギー政策が見直され、 令和2年には、再生可能エネルギーの普及などを図る「エネルギー供給強靭化法」や経済と 環境の好循環を目指した「グリーン成長戦略」など、脱炭素社会の実現に向けた新たな政策 が打ち出されています。

本市の最上位計画である「第二次笛吹市総合計画」では、市の将来像を「ハートフルタウン〜優しさあふれるまち〜」と定め、施策や事業を展開しています。総合計画では「快適な生活環境づくり」を施策の一つとしており、その推進と本市の環境施策を具体的に推し進めていくため、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする「第2次笛吹市環境基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、第 1 次環境基本計画で掲げた目標の達成状況などを検証するとともに、市民、事業者及び観光客を対象に、本市の環境についての考えや市の取組に対する意見などを伺うためのアンケートを実施しました。さらに、現在の環境や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな目標や施策の設定をしています。

本計画において、市が目指す新しい環境像「水・花・緑 彩り豊かな桃源郷 みんなで未 来につなぐまち」の実現に向け、引き続き皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画内容を御審議くださった環境審議会委員の皆様及びアンケートに御協力くださった皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

笛吹市長 山下 政樹

## 目 次

第13	章 計画の基本的事項について	1
1	計画策定の背景・目的について	1
	笛吹市環境基本計画の趣旨	
	計画の位置づけ	
	計画期間	
	計画の対象	
6	世界的な環境問題・課題の現状	4
7	国や山梨県の環境に関する方向性	6
第2]	章 前期計画の検証	
	目標の達成状況	
2	基本施策別の令和元年度目標達成状況と今後の主な課題	
第3章	章 本市の現状	13
1	市の社会的環境等	13
2	自然環境	20
3	生活環境	25
4	廃棄物	30
5	環境活動	33
第4章	章 アンケートの結果について	37
第5章	章 本市の取り組むべき課題	47
	自 然 環 境生 活 環 境	
	文化環境	
	地球環境	
	環境保全活動基盤	
第61	章 計画の理念等について	ბმ
1	計画の基本理念	53
	本市が目指す環境像	
	各主体の役割	
	環境目標	
	施策の体系	
6	環境施策	59

《環境目標1:自然環境》豊かな自然と人が共生するまち	59
《環境目標2:生活環境》安心して健康的に暮らせるまち	67
《環境目標3:文化環境》快適で文化的な空間の広がるまち	74
《環境目標4:地球環境》地球環境の保全に貢献するまち	78
《環境目標5:環境保全活動基盤》自ら動き環境保全に取り組むまち	80
第7章 重点施策	84
1 重点施策の意義	84
2 重点施策の選定理由	84
重点施策1 環境パートナーシップによる持続可能なまちづくり	85
重点施策2 歴史ある桃源郷を守り引き継ぐまちづくり	88
第8章 環境配慮指針	91
1 主体別環境配慮指針	
2 エリア別環境配慮指針	95
第9章 計画の推進	100
1 計画の推進体制	100
2 計画の進行管理	
3 経済的課題への対応	103
資料編	104

### 第1章 計画の基本的事項について

### 1 計画策定の背景・目的について

笛吹市(以下「本市」という。)には、北に兜山、南東部に御坂山塊の芦川源流域に代表される自然が多く存在しています。山々からは金川、浅川等の河川が市内を南北に流れる笛吹川へ流れ込み、澄んだ水資源にも恵まれています。これらの豊かな自然に支えられ、広大な果樹地帯が広がる「桃・ぶどう日本一の郷」として、また豊富な湯量をもつ石和温泉・春日居温泉を擁する温泉郷として栄えてきました。

私たちが、自然の恵みを受けて便利で快適な生活を送る一方で、化石燃料等の天然資源の大量使用により、地球温暖化等地球環境全体の持続性に関わる問題等への対策が緊急の課題として挙がっています。また大量生産大量消費のライフスタイルや経済活動により問題となった水質汚濁や大量の廃棄物に対応していかなければなりません。

こうしたなか、地方公共団体においては、環境基本法(平成5年11月制定)に基づく国の方針を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境施策を実現するために、総合的かつ計画的な取組の推進を図る環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定を求められています。

本市では、平成23年3月に制定された笛吹市環境基本条例の第10条に基づき、第1次の「笛吹市環境基本計画」(以下「前期計画」という。)を策定し、環境の保全や創造に係る様々な施策を実施してきましたが、令和3年3月をもって計画期間が終了となることから、「第2次笛吹市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

### 笛吹市環境基本条例

### 第10条(環境基本計画)

市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全 及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造に関する目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

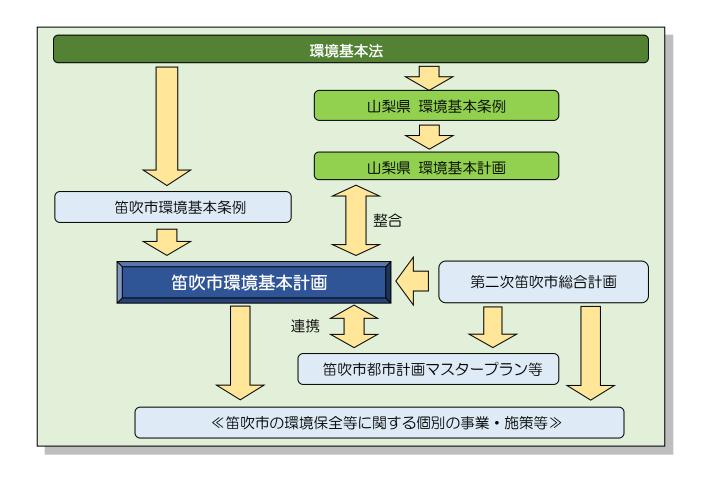
### 2 笛吹市環境基本計画の趣旨

本市の素晴らしい自然を次世代へ引き継ぎ、幅広い範囲の環境問題へ対応していくためには、環境保全や創造に係る施策について、総合的かつ計画的に取組を進めていく必要があり、また市(行政)、市民、民間団体、事業者等の全ての主体が一体となり連携を図りながら取り組む必要があります。

笛吹市環境基本計画は、こうした目的のため具体的な目標や期間を定めたものであり、市の環境保全及び創造に関する最も基本となる計画となります。

### 3 計画の位置づけ

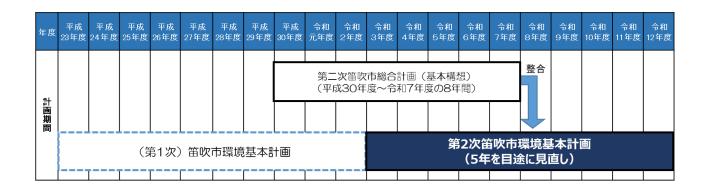
国、県の環境基本計画や市の各種条例、計画との関係を整理し、整合性を図ります。市の最上位計画である第二次笛吹市総合計画に示された将来像を環境面から実現していくものとなります。



### 4 計画期間

令和3年4月から令和13年3月までの10年間とします。

ただし、計画で示す施策や具体的な取組は、計画の実効性を高める観点から、環境に対する 社会情勢や技術の進歩に合わせ、柔軟に対応することも必要なため、第二次笛吹市総合計画と の整合を図りながら、5年を目途に見直しを行うこととします。



### 5 計画の対象

本計画の対象は、自然環境・生活環境・文化環境・地球環境の4つの基本的な環境と、それら全てに関わる環境保全活動基盤を加えた、5つの環境分野とします。

環境分野	対象範囲
自然環境	農地・森林、生物多様性、自然とのふれあい など
生活環境	身近な生活環境、廃棄物、まち美化・暮らしのマナー・モラル など
文化環境	公園・緑地、歴史・文化的環境 など
地球環境	地球温暖化など
環境保全活動基盤	環境教育・環境学習、各主体による環境保全活動 など

### 6 世界的な環境問題・課題の現状

### (1) 地球温暖化問題への対応

- ・「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書」(平成 25 年) では、1880 年~2012 年の間に世界の平均気温が 0.85℃上昇したと報告しています。今後、人為的活動により、温室効果ガスが最大限排出されると 2100 年に地球の気温が最大で 4.8℃上昇すると予測されています。
- ・国は、平成27年に「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で採択された「パリ協定」において、温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比マイナス26.0%の水準にするという目標を掲げました。また令和2年10月には、2050(令和32)年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすると表明しています。

### (2) 生物多様性の危機

- ・現代は、生物にとって「第6の大量絶滅時代」と言われています。従来の大量絶滅は、大規模な火山の噴火や隕石の衝突といった環境の激変によって引き起こされたものでしたが、第6の大量絶滅は人間活動によって引き起こされているものであり、現代の大量絶滅は過去に比べて速く、1975年以降は世界で1年間に約4万種もの種が絶滅していると推計されています。
- ・国は平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。生物多様性地域戦略の 策定は、地方公共団体の努力義務とされています。

### (3)循環型社会への対応

- ・世界銀行の報告書によると、世界人口の増加に伴い廃棄物の発生量も増加することが想定され、年間廃棄物発生量が 2050 年には、2016 年に比べて約 1.5 倍になると予想されています。
- ・海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、令和元年7月の G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにま で削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。
- ・国では平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」、令和元年には「プラスチック資源循環戦略」を策定しています。

### (4) 持続可能な社会の構築に向けた取組の推進

- ・平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人が行うあらゆる活動に伴い引き起こされる諸問題の解決に向けて、共同して取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。
- ・2030 アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、17 のゴールと、ゴール毎に設定された合計 169 のターゲットで構成され、このゴールとターゲットを達成していくことによって、持続可能な社会の構築を目指すものです。この達成には、国や地方自治体、企業だけでなく、世界で生きる一人ひとりが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、努力していくことが求められています。

### ■図 SDGsの17の目標

■図 SDGsの170	り目標		
1 貧困をなくそう	<b>目標1(貧困)</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧 困を終わらせる	10 人や国の不平等 をなくそう	目標 10 (不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正 する
<b>2</b> 飢餓をゼロに	目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及 び栄養改善を実現し、持続可能な 農業を促進する	11 takthona stockle	目標 11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に 健康と福祉を	目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健 康的な生活を確保し、福祉を促進 する	<b>12</b> つくる責任 つかう責任	目標 12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な生産消費形態を確保す る
<b>4</b> 質の高い教育を みんなに	目標4 (教育) すべての人々への包摂的かつ公正 な質の高い教育を提供し、生涯学 習の機会を促進する	13 気候変動に 具体的な対策を	目標 13 (気候変動) 気候変動及びその影響を軽減する ための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を 実現しよう	目標5(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべて の女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを 守ろう	目標 14 (海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海 洋資源を保全し、持続可能な形で 利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 (水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも 守ろう	目標 15 (陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能 な利用の推進、持続可能な森林の 経営、砂漠化への対処、ならびに土 地の劣化の阻止・回復及び生物多 様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標7 (エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼で きる持続可能な近代的エネルギー へのアクセスを確保する	16 平和と公正を すべての人に	目標 16 (平和) 持続可能な開発のための平和で包摂 的な社会を促進し、すべての人々に 司法へのアクセスを提供し、あらゆ るレベルにおいて効果的で説明責任 のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも 経済成長も	目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及 びすべての人々の完全かつ生産的 な雇用と働きがいのある人間らし い雇用(ディーセント・ワーク)を 促進する	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	目標 17 (実施手段) 持続可能な開発のための実施手段 を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう	目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	DE	STAINABLE VELOPMENT

出典:「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(外務省ウェブサイト)を参考に作成

### 7 国や山梨県の環境に関する方向性

### (1) 国のエネルギー政策の見直し

- ・東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を促進し、令和12年度の電源構成のうち総発電電力量の約4割を再生可能エネルギーで賄う方針が立てられています。
- ・令和2年6月には、再生可能エネルギーの普及などを図る「エネルギー供給強靱化法」を制定したほか、12月には脱炭素社会に向けた「グリーン成長戦略」を公表し、洋上風力発電などの再生可能エネルギーについて最大限の導入を図ることにより、設備投資や売り上げの増加を誘発して、経済と環境の好循環につなげることを目指すこととしています。

### (2) 国の環境基本計画の更新

- ・国は、平成30年4月に「第五次環境基本計画」を策定し、分野横断的な以下の6つの重点戦略を設定しています。
  - ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
  - ②国土のストックとしての価値の向上
  - ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
  - ④健康で心豊かな暮らしの実現
  - ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
  - ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

### (3) 山梨県の環境基本計画の見直し

- ・県は、平成26年3月に策定した「第2次山梨県環境基本計画」について、令和元年11月に 以下のような見直しを行いました。
  - ①プラスチックごみや食品ロスの削減等、新たな課題への対応
  - ②生物多様性地域戦略の包含
  - ③クリーンエネルギーの導入促進
  - ④自然環境の保全と地域資源の活用を両輪とした施策の効果的な実施
  - ⑤SDGs の考え方を活用した施策の展開と多様な主体とのパートナーシップの強化

### (4) 山梨県及び県内市町村等による「ストップ温暖化やまなし宣言」の採択

・県及び県内市町村、県内の経済団体など計 51 団体は、令和 3 年 2 月に共同で「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、2050 年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、参画する自治体、団体、民間企業などがパートナーシップを構築しながら、それぞれが自らの活動において地球温暖化対策に取り組むことを宣言しました。

### 第2章 前期計画の検証

### 1 目標の達成状況

環境指標を、①基準値を満たしたもの、②基準値を満たさなかったもの、③基準値を維持、④ 事情により数値なし、の4種類に区分けしました。

令和元年度は、152項目中、基準値を満たした項目は、56項目(36.84%)となりました。

#### (詳細は資料編参照)

	進捗状況		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		<u> </u>	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
1	0	基準値を満たした	63 項目	41.45%	55 項目	36.18%	48 項目	31.58%	56 項目	36.84%
2	<b>A</b>	基準値を満たさなかった	54 項目	35.53%	60 項目	39.47%	64 項目	42.11%	55 項目	36.18%
3	$\rightarrow$	基準値を維持	16 項目	10.53%	18 項目	11.84%	18 項目	11.84%	19 項目	12.50%
4	空欄	事情により数値なし	19 項目	12.50%	19 項目	12.50%	22 項目	14.47%	22 項目	14.47%
		合 計	152 項目	100.00%	152 項目	100.00%	152 項目	100.00%	152 項目	100.00%

<sup>\*</sup>中間見直し以降の実績を掲載

### 2 基本施策別の令和元年度目標達成状況と今後の主な課題

環境目標 | 豊かな自然を守り動植物と共生するまち

### Ⅰ-1 (農地・果樹園) 肥沃で実り豊かな農地の保全

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし
個数	5	6	1	1

### 一 今後の主な課題

### ○耕作放棄地の解消のための支援の強化

遊休農地等の現状把握や意向調査を実施してきましたが、高齢化や兼業化の進展により新たな 遊休農地が増えてきています。

引き続き遊休農地等の現状把握や意向調査を実施する中で、農地毎の方向性を確認し、経営基盤がより強固な経営体へと移行を図っていくことが求められます。

また、平成 24 年には新規就農者支援事業による補助制度を創設し、平成 30 年には農業塾を開設するなど、農業を始めやすい環境が整ってきたところであり、引き続き新規就農者等のサポートを強化し、耕作放棄地の解消を目指していく必要があります。

### Ⅰ - 2 (森林) 豊かでまとまりある緑の維持・管理

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし
個数	3	7	1	1

### 一 今後の主な課題 -

#### ○緑地の保全に係る取組の強化

危険地で保安林の指定がされていない箇所について、県の森林保全官から新たに指定を受けたことで、森林の保全につながる成果を上げることができました。現在は、緑地保全地区に関して、新たな指定に向けた取組を実施できていないため、緑地保全地区に指定すべき箇所があるか確認することが必要となっています。

また、「基準値を満たさなかった」という評価になったものは、林業体験活動の低下を要因とするものが多かったことから、活動方法の見直しなどを行い、活動量を増やしていくことが課題となります。

### Ⅰ-3 (河川・水辺) うるおいある"水のまち"の形成

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	2	3	0	1	

#### 一 今後の主な課題 一

#### ○水辺における新たな賑わいの創出

親水護岸の整備により新たな憩いのスペースを創出するとともに、水辺カフェやイルミネーションの設置、水辺で乾杯などのイベントの企画・実施を通し、観光客だけでなく市民にも憩いの場を提供することができました。また鵜の飼育・見学施設の整備や子どもの川流れ体験により、文化の伝承、水辺の環境教育、防災教育の機会を提供しました。

令和3年度には、近津用水に隣接した「笛吹みんなの広場」が整備されることから、水辺の賑わいを創出する新たな取組が求められるほか、市全体で水空間の美化活動を推進していくことが必要です。

### I - 4 (動植物・生態系) 多様な生物と共存できる環境づくり

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし
個数	3	3	5	0

#### ━ 今後の主な課題 ■

### ○生物多様性を脅かす外来種への対応強化

外来種の持ち込みや、ペットとしての飼い方について、相談等があれば対応を行っていますが、 対応案件がほとんどなく職員の知識等が不十分です。アライグマの捕獲檻の効果的な設置やヒア リ、セアカゴケグモなど素人では判断のつきにくい生物へのスムーズな対応を行うには、関係機 関との連携を強化していくとともに積極的に研修へ参加し知識を習得していく必要があります。

### Ⅰ-5(自然とのふれあい) 自然の恵みにふれあう場や機会の創出

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし
個数	1	0	0	1

### ━ 今後の主な課題 ■

### ○イベントを利用した市民への意識啓発の刷新

各々の課で自然と触れ合えるイベントは企画していますが、さらに市民が参加できる機会を増 やせるように、ホームページに環境イベントページを作成する等、広報に力を入れていく必要が あります。また市だけで多くの催しを行うには限界があるので、各種のイベント主催者に、環境 保全に関する話も盛り込んでもらえるようお願いするなど、イベントにおける環境情報の発信に ついて工夫していく必要があります。

### 環境目標 || 健康で安らぎのあるまち

### Ⅱ - 1 (大気環境) 良好な大気環境の保全

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	5 1		2	2	

### ━ 今後の主な課題 ━

#### ○誰でも簡単にできる取組について意識啓発の強化

本市が実施したアンケートにおいて「不要なアイドリングをしないように日頃から心がけてい る」と答えた割合は、市民では約9割と高くなりましたが、事業者については5割にとどまって います。

県から提供された冊子やチラシは、様々な情報提供物があるため窓口に置ききれず、奥まった 場所にある棚に設置している状況となっており、市民や事業者の目につきにくいという課題があ るなど、意識啓発方法の改善が必要となっています。

### Ⅱ - 2 (水・土壌環境) 命を育む健全な水・土壌環境の保全

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	7 3		1	2	

### ─ 今後の主な課題 ──

### ○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進

地域の実情に応じながら公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進していますが、特に 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することは喫緊の課題です。

公共下水道計画区域外については、単独転換に伴う浄化槽本体設置工事費や宅内配管工事費、 既設単独処理浄化槽の撤去費の補助金を交付することで整備推進を図るとともに、区域内におい ても積極的な周知を行い下水道の接続や合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

### Ⅱ-3 (廃棄物) 限りある資源の有効活用とごみの減量

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	9 6		4	2	

#### 今後の主な課題 —

#### ○ごみのリサイクルに係る意識の向上

広報に「環境ニュース」というページを設けており、毎号ごみの分別に関する記事を掲載してきました。また毎年スーパーの店頭や市民まつり等で、水切りネットを配布し生ごみの減量を呼びかけたり、申請のあった行政区や小・中学校に対して分別説明会を開催したりしています。こうした取組により、可燃ごみは平成16年度比で約38%の減量に成功しました。

しかし、1人1日当たりのごみ排出量(事業系ごみ)、古紙分別収集量、資源物回収奨励金登録 団体の資源物回収量などは目標に達しなかったことから、事業者への協力依頼や、資源物の回収 に係る意識啓発を行うことで、さらなるごみの減量を図っていく必要があります。

### Ⅱ-4 (身近な生活環境) 平穏な暮らしの維持

	O <b>A</b>		$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	2 1		0	1	

### ■ 今後の主な課題 ■

#### ○騒音・振動への対策強化

騒音・振動については、平成23年度~令和元年度の9年間で163件の苦情が寄せられ、そのうちの34件は工事現場や資材置き場など事業者に対する苦情でした。また最近の傾向をみていると、近隣からの生活音に対する苦情が増加傾向にあります。

引き続き事業者や個人宅の騒音については個別に対応を行っていくとともに、道路上における自動車騒音に関しても定期的な測定と監視を行っていく必要があります。

### 環境目標Ⅲ 快適で趣のあるまち

### Ⅲ-1 (公園・緑地) 身近でこころ安らぐ空間の確保

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	3 1		1	2	

### 今後の主な課題

### ○公共施設における緑化活動の強化

市役所では玄関先にバラの地植えなどを行っており、学校や保育所などでは毎年、緑のカーテンに取り組んでいます。また一部の公共の場ではボランティア団体が緑化整備に力を入れており、市でも取組を支援しています。

引き続き、それぞれの公共施設で、市民とも連携しながら、工夫して緑化活動の取組を進めて いくことが求められます。

### Ⅲ-2 (歴史・文化的環境) 地域が培った歴史を継承するまちづくり

	0	O <b>A</b>		空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった 基準値を維持		事情により数値なし	
個数	4	5	1	1	

### 今後の主な課題

### ○文化財の維持

慈眼寺本堂の解体修理を実施するなど、文化財建造物や有形文化財の保存のための取組を行ってきました。また文化財を火災等から守るために遠妙寺・正法寺・山宮神社などに防災・防犯設備を設置しました。

しかしながら、近年は、台風等の自然災害により建造物や天然記念物に被害が発生するケースが増えており、危険木や枝の伐採、被害に対する緊急修繕など迅速に対応を行っていく必要があります。それとともに、所有者と文化財の保存状態について情報を共有し、協議したうえで文化財の保存環境を整備していくことが求められます。

### Ⅲ-3 (郷土景観) 郷土に根ざした親しみ深い景観形成

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	0 1		0	1	

### 一 今後の主な課題 —

#### ○桃源郷などの農村風景の保全の強化

高齢化等が深刻化する中で、地域農業を将来にわたって守るには、担い手への農地集約化を通じて、その育成・確保を進めていく必要がありますが、地域や集落では農業の今後の方向性が見通せない状況にあります。新規就農者支援事業による補助や農業塾などを通して、農業の担い手の育成・確保に努めていくことが求められます。

### Ⅲ-4 (まち美化・暮らしのマナー・モラル) 美しく誇りあるまちづくり

	O <b>A</b>		$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	1	1 11		2	

#### ━ 今後の主な課題 =

#### ○まちの美化に係る市民への意識啓発の強化

アダプト・プログラムの登録団体数及び登録人数、清掃活動の参加者数、意識啓発イベントへの参加者数など、市民と協働しながらまちの美化を図る取組について、目標としていたほどの市民の参加は得られませんでした。まちの美化は、市民、事業者、滞在者、そして市のそれぞれが協働して取り組むことが必要です。引き続き、各主体への意識啓発に取り組むことが求められます。

### ○不法投棄に対する規制・監視体制の強化

不法投棄パトロール員による市内の巡回を週5日間行っていますが、年平均307件の不法投棄を発見しています。また不法投棄が増加する冬季には、監視カメラの設置を行っています。迅速な不法投棄物の発見・回収により、ごみを捨てにくい環境づくりに注力するほか、人が立ち入らない林道などに不法投棄が多いため、引き続き監視カメラを有効活用していく必要があります。

### 環境目標IV 地球環境の保全に貢献するまち

### IV-1 (地球温暖化) 身近な地球温暖化防止活動と新エネルギーの活用

		0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
		基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個	國数	5 3		0	3	

### 今後の主な課題

### ○地球温暖化に係る教育の実施

地球温暖化と新エネルギーに関する環境教育を、10年間で延べ28の小学校に実施するとともに、市民まつりでは手回し発電機やソーラークッカーといったグッズを使い、エネルギーの大切さや新エネルギーなどについて学べる機会を作りました。

引き続き環境学習の場を設けることはもちろんのこと、今後は大人向けの取組も充実させ、新 エネルギーの利用促進につなげるなど、地球温暖化についてさらなる意識啓発を図っていく必要 があります。

### 環境目標V自ら動き環境保全に取り組むまちづくり

### V − 1 (環境教育・環境学習) −人−人が自ら考え動く人材育成

	0	<b>A</b>	$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	5 1		1	1	

### 今後の主な課題

○小中学校における環境教育の充実、地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上 専門講師を招いて、地球温暖化をテーマとした移動環境教室を 10 年間で延べ 28 校に実施し、 学校における環境教育を推進してきました。

毎年3校で、特別授業として環境教室を実施していますが、全ての学校に赴くことができず授業を受けられない児童や生徒の方が多いのが実情です。市内の小・中学校では、日頃の学校生活の中で環境について学べるような様々な工夫を既に行っているため、今後は特別な機会を作るだけでなく、各学校の取組をバックアップできるような仕組みを構築していくことが求められます。

#### V − 2 (各主体による環境保全活動) みんなが力を合わせ共に取り組む環境づくり

	O <b>A</b>		$\rightarrow$	空欄	
	基準値を満たした	基準値を満たさなかった	基準値を維持	事情により数値なし	
個数	1	3	1	1	

### - 今後の主な課題 ----

#### ○取組意欲を向上させる仕組みづくり

子供向けの環境教育の場は多い反面、大人向けの取組は少ない印象があります。講演会などの チラシも一部の市民の目にしか触れないため、情報発信についての改善が求められています。

また、市民活動支援サイト「よっちゃばるネット」において、市民ボランティア団体・NPO 法人向けの助成金の利用に関して情報発信をしています。引き続き「よっちゃばるネット」を利用した情報の発信と収集を行っていくほか今まで利用していなかった団体へのアプローチも実施していく必要があります。

### 第3章 本市の現状

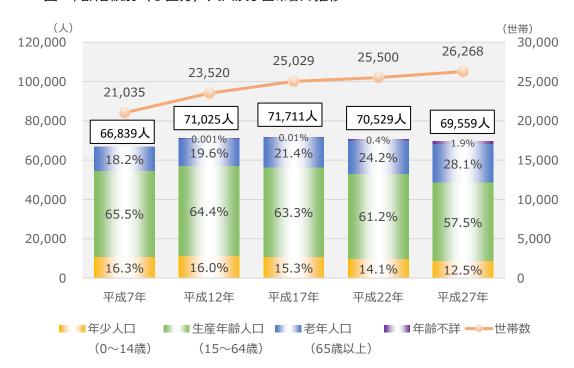
### 1 市の社会的環境等

### (1)人口・世帯の動き

本市の人口は、平成 17 年(国勢調査)の 71,711 人をピークに減少に転じ、平成 27 年(国勢調査)では 69,559 人となりました。5 年前と比べ、人口が約 1,000 人減少する一方、世帯数は増加しています。

また、平成 17 年に総人口の 20%を超えた 65 歳以上の老年人口は、平成 27 年には 28.1%に達しており、着実に高齢化が進んでいます。

### ■図 年齢階級別(3区分)人口及び世帯数の推移



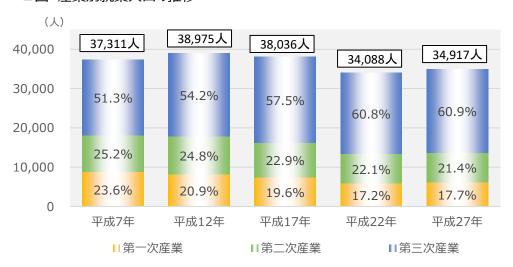
※年齢不詳…国勢調査において、年齢未記入の方 出典:国勢調査

### (2) 産業

### ①産業別就業人口

本市の産業別就業人口の構成比(平成27年:国勢調査)は、第三次産業が60.9%と半数を超え最も多くを占めていますが、第一次産業も17.7%と、全国平均4.0%、県平均7.3%と比べ、かなり大きな割合を占めており、農業は主要な産業の一つとなっています。

### ■図 産業別就業人口の推移



出典:国勢調査

### ②各産業の現状

### 1) 農業

農業については、平成 27 年現在、総農家数が 4,060 戸、経営耕地面積が 2,552ha と、ど ちらも平成 12 年と比べて 20%以上減少しています。また平成 27 年現在、耕作放棄地は 360ha で、平成 12 年の約 2.5 倍となっています。

### ■図 総農家数、経営耕地面積の推移



出典:農林業センサス

### 2) 製造業

製造業については、令和元年現在、製造品出荷額が約 1,029 億円で、これまで増加傾向にありましたが、減少に転じました。

### ■図 製造業に係る事業所数、従業者数、製造品出荷額等



出典:工業統計、経済センサス

### 3) 商業

商業については、平成28年現在、年間商品販売額が約1,217億円、事業所数が595事業 所、従業者数が4,500人となっています。

### ■図 商業に係る事業所数、従業者数、年間商品販売額



出典:商業統計、経済センサス

### 4) 観光業

観光業については、近年、「石和温泉・果実郷周辺」に延べ445万人程度の観光客が訪れ、 うち宿泊者の割合は、3割強で推移しています。

### ■図 石和温泉・果実郷周辺の観光客の入り込み動向



### ■表 石和温泉・果実郷周辺の観光客の入り込み動向

(単位:人)

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比
総数	人数	4,792,701	4,844,671	4,582,688	4,646,567	4,458,785	4,452,432	▲0.1%
口唱的宏	人数	3,498,360	3,296,388	3,157,115	3,114,464	2,956,124	2,983,919	0.9%
日帰り客	日帰り率	73.0%	68.0%	68.9%	67.0%	66.3%	67.0%	
宿泊客	人数	1,294,341	1,548,283	1,425,573	1,532,103	1,502,661	1,468,513	▲2.3%
	宿泊率	27.0%	32.0%	31.1%	33.0%	33.7%	33.0%	

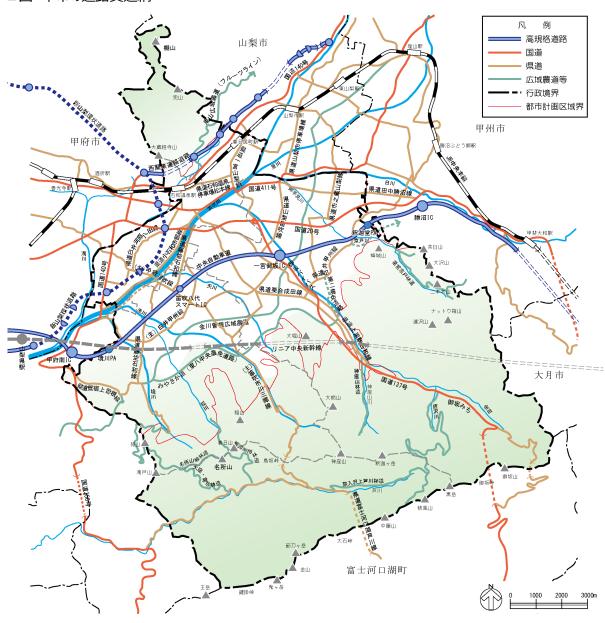
出典:いずれも山梨県観光入込客統計調査、観光庁宿泊旅行統計調査

### (3) 道路・交通体系

本市は、JR中央本線や中央自動車道、高速バス路線、国道や県道などの広域的なアクセスに 恵まれ、東京や長野方面だけでなく、富士北麓や秩父方面からも幹線道路が集まる交通の要衝 となっています。

現在、新山梨環状道路(東部区間)の整備やリニア中央新幹線の開業に向けた事業が進められています。

### ■図 本市の道路交通網



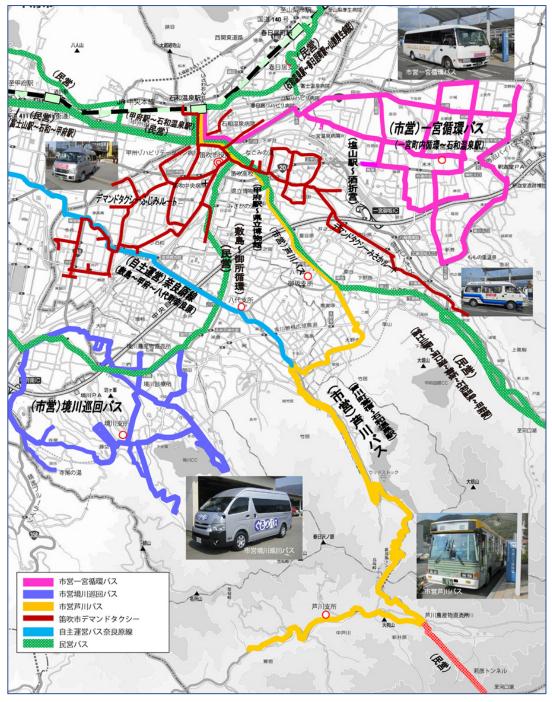
出典:笛吹市都市計画マスタープラン改訂版

### (4) バス路線

### ①市内のバス路線

市内のバス路線としては、市営の一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス、笛吹市デマンド タクシーが運行し、民営では、「富士山駅~石和温泉駅~甲府駅」「石和温泉駅~春日居町駅~ 山梨厚生病院」「敷島〜御所循環」などの路線が運行しています。そのほかに、甲府市と共同で 自主運営バス奈良原線が運行しています。

### ■図 主な市内バス路線図



出典:笛吹市企画課

### ②バスの利用状況

市営バスの利用者は、ここ数年は横ばいで推移してきましたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症による外出抑制の影響等により2万人を割り込みました。また前期計画で掲げた目標値31,534人に達することはできませんでした。

### ■図 市営バスの利用者数



### ③デマンド交通の利用状況

デマンド交通の利用者もここ数年は横ばいとなっており、前期計画の目標の14,900人には達せず、8,000人程度で推移しています。

### ■図 デマンド交通の利用者数



出典:笛吹市企画課

### 2 自然環境

### (1)位置と地勢

本市は、東京からほぼ100km圏の甲府盆地の東寄りに位置し、"桃・ぶどう日本一の郷"、石 和・春日居温泉郷を擁する樹園都市、観光都市として知られています。

総面積は、201.92km²を有し、地勢的には笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に、北側の秩父 山系から連なる大蔵経寺山や兜山、南側に広がる緩やかな丘陵地、御坂山塊に囲まれたまとま りのある盆地地形となっています。平地部と山麓部には市街地や集落地が形成され、それを取 り囲むように果樹地帯が山麓まで広がっています。また御坂山塊の中央を西流する芦川に沿っ て山村集落が形成されています。

### ■図 笛吹市の位置と地勢



### (2) 本市の特色

本市の特色としては、次の点が挙げられます。

### ①桃・ぶどう日本一の果実郷

本市は、土壌が肥沃で排水がよく、日照時間が長いことに加え昼夜の気温差が大きいなど、 果樹栽培に適した土地で、日本有数の果樹地帯になっています。特に、桃・ぶどうは栽培面積、 収穫量、出荷量いずれも全国市町村の中で最大であり、果樹園に囲まれた特色ある農村風景の ほか、ワイナリーや観光農園等の地場産業も充実しており、名実ともに「桃・ぶどう日本一の 郷」としてこれまで歩んできました。

そして、これら歴史ある日本一の果実郷を築き上げてきた先人の偉業をたたえるとともに、 全国に誇れる素晴らしい果実郷を守り、さらに発展させることを誓い、平成25年4月に「日本一 桃源郷」を宣言し、4月10日を『笛吹市桃源郷の日』に制定しました。

平成29年3月には、本市のほか、山梨市、甲州市を含めた峡東地域の果実栽培の高い技術が評価され、「盆地に適応した山梨の複合果樹システム」が日本農業遺産の認定を受けました。

また、平成30年5月には、文化庁が我が国の文化・伝統を語るストーリーとして認定する日本 遺産に、本市が構成地域となっている「葡萄畑が織りなす風景〜山梨県峡東地域〜」と「星降 る中部高地の縄文世界〜数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅〜」の2つのストーリーが 認定されました。

### ■咲き誇る桃の花



### ②水の都・笛吹川から広がる桃源郷の美しい景観と豊かな自然環境

本市は、市の名の由来となる笛吹川とその支流がつくり出した肥沃な土地の恩恵を受け、市 街地や集落地周辺から山麓一帯には桃やぶどうなどの果樹園が広がっています。また北は大蔵 経寺山や兜山、南は御坂山系の山々に囲まれ、森林や水辺など豊かな自然に恵まれています。 特に、芦川の源流域には"ニホンスズラン"が自生しており、日本でも有数の群生地となって います。

そのほか、山麓からは甲府盆地の美しい夜景や南アルプスの山々が眺められ、御坂山塊の新 道峠は富士山を眺める絶好の眺望場所として知られるなど、豊かな自然環境や景観を活かした 観光レクリエーション資源も数多く分布しています。

### ■新道峠からの眺望



### ③古代ロマンあふれる郷「甲斐国千年の都」

本市の歴史は古く、旧石器時代から人々が生活し、古代では甲斐国の政治・文化の中心地、 中世は武田家ゆかりの地、江戸時代は甲州街道の宿場町「石和」、若彦路、鎌倉街道、秩父路 が交差する交通の要衝として栄えてきた特色ある歴史を有しています。

市内には釈迦堂遺跡や一の沢遺跡など全国的に知られる縄文時代の集落遺跡のほか、岡・銚 子塚古墳や竜塚古墳、姥塚古墳といった巨大古墳などの多様で貴重な歴史的・文化的資源が多 く分布しています。

特に、山梨県内最古の寺である寺本廃寺跡や甲斐国府、国分寺跡、国分尼寺跡、甲斐国唯一

の御厨である石禾御厨(いさわみくりや)が存在したことから、本市は古代の甲斐の国成立期から1519年の武田館の躑躅ヶ崎移転までの約千年の間、甲斐国の政治・文化の中心として大きな役割を担ってきたことがわかります。こうした史実から、本市は、平成21年10月に「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言しています。

### ■岡·銚子塚古墳



### ■甲斐国分寺跡



### ④温泉と季節を彩る祭り

全国屈指の温泉郷である石和温泉、 春日居温泉は、山梨県の観光宿泊拠点 として四季を通じて多くの観光客を 迎え入れており、近津用水のせせらぎ やさくら温泉通り、恵まれた温泉資源 を活用した公営温泉施設や足湯広場 は、市民や観光客の癒しの場、憩いの 場として親しまれています。

また、春の「桃の花まつり」、「桃の里マラソン大会」、「芦川すずらんの里祭り」、「笈形焼き」、「大神幸祭(おみゆきさん)」、夏の「甲斐いちのみや大文字焼き」、「笛吹川石和鵜飼」、「石和温泉花火大会」、秋の「川中島合戦戦国絵巻」など、季節を彩る祭り・イベントが毎年行われ、多くの人々が訪れています。

### ■甲斐いちのみや大文字焼き



### (3) 都市構造

本市の土地利用は、宅地 15.97 km  $^2$  (7.9%) 、農用地 32.66 km  $^2$  (16.2%) 、森林等 118.21 km²(58.5%)となっており、約7割半が農用地、森林といった自然環境の多い土地利用となっ ています。

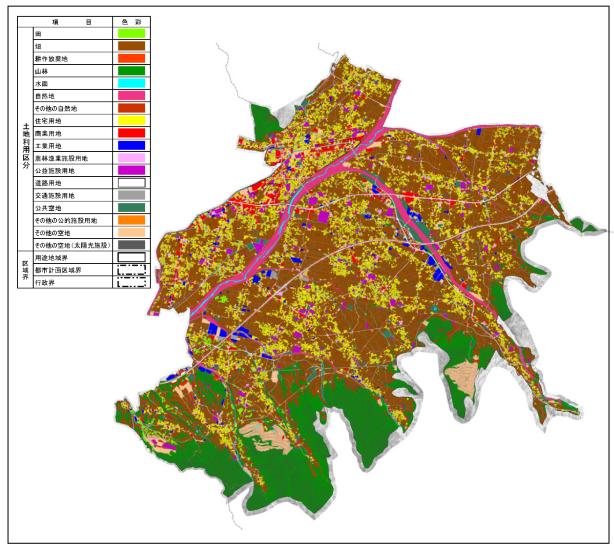
中心市街地は、石和温泉駅周辺から 甲府バイパス周辺にかけて形成されて おり、各支所周辺や幹線道路沿いなど に小規模な市街地が形成されていま す。

平地部から山麓一帯の中山間地域に は、広く農地(果樹園)が分布してお り、その中に集落地が分布しています。

■表 土地利用の状況

種別	面積(k㎡)	割合 (%)
宅地	15.97	7.9
農用地	32.66	16.2
森林等	118.21	58.5
その他	35.08	17.4
総面積	201.92	

### ■図 土地利用現況図(都市計画区域)



出典:笛吹市都市計画基礎調査(平成 29 年)

### 3 牛活環境

### (1) 大気

大気汚染の原因となる窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC)、浮遊粒子状物質 (SPM) 等の物質は、ボイラーや焼却炉を稼働させる工場、事業所などの固定発生源と、自動車や鉄道 車両(ディーゼルエンジン駆動)などの移動発生源から排出されています。特に窒素酸化物(NOx) や揮発性有機化合物(VOC)により生成される光化学オキシダント(Ox)については、人体への 健康被害が数多く報告され、国でも様々な施策が進められています。

本市に設置されている大気汚染状況常時監視測定局では、二酸化窒素 (NO2)、浮遊状粒子物 質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)について監視しています。平成 25 年度から令和元年度ま での常時監視結果を見ると、二酸化窒素(NO2)、浮遊状粒子物質(SPM)は環境基準を満たして いますが、光化学オキシダント(0x)については、これを監視している県内10の測定局全てで 未達成となっており、全国的にも達成割合は極めて低い水準となっています。

### 『光化学スモッグ』とは

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、 太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こして生成された、酸化力の強い物質を総称して、 オキシダントあるいは光化学オキシダントと言います。また、これらの物質からできたスモッ グを光化学スモッグと言います。

### ■光化学オキシダントによる体への影響

主として、目がチカチカする・痛い、涙が出る、せきが出る、のどが痛いといった粘膜刺激 症状や息苦しい、吐き気がするといった症状が挙げられます。

### ■緊急時対策の実施

山梨県では、光化学オキシダントによる大気汚染の緊急時に対処するため、昭和 51 年 7 月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を定め、県民への情報の周知及び健康被害の発 生防止に努めています。

### ■光化学スモッグ注意報等発令基準

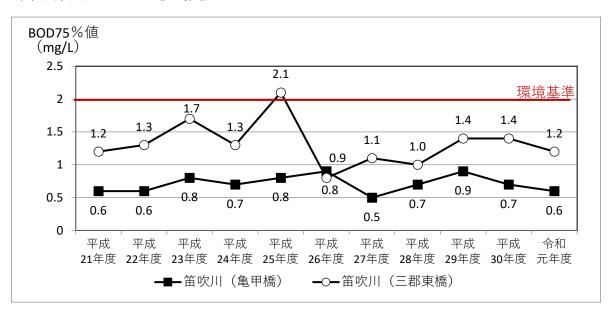
予報	オキシダント濃度が注意報発令基準値に近く、その状態が更に悪化すると予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上の状態が継続されると判断されるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上の状態が継続されると判断されるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.4ppm 以上の状態が継続されると判断されるとき

### (2) 水質

### ①BOD (生物化学的酸素要求量)の状況

本市を流れる笛吹川の河川環境基準点の水質状況について、笛吹川(亀甲橋より下流)においては、A 類型の指定を受けています。過去 10 年間では、平成 25 年に下流の三郡東橋で BOD75%値が 2.1mg/L となり基準値を超過していますが、その他の年度では、環境基準を満たしています。

### ■図 笛吹川のBOD75%値の推移



出典:公共用水域の水質測定結果(水質常時検視結果資料)

### 『BOD (Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)』とは

水の中の有機物(汚れの原因)を微生物(好気性微生物)が分解するのに使われた酸素の量のことで、有機物による水の汚れを示す代表的な指標であり、川の汚れの様子や工場や旅館などの排水の状態を評価するために用いられます。

水の中の有機物の量が多ければ、有機物を分解するのに必要になる酸素の量も多くなるので、 BOD は大きくなります。

なお、75%値とは、年間観測データを良い方から並べて、上から75%目の数字です。

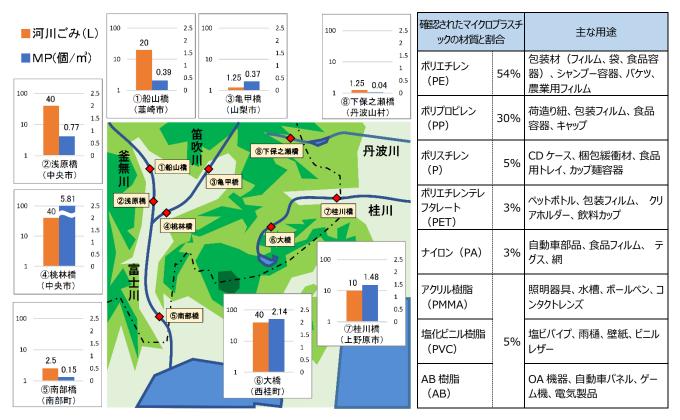
BOD(単位:mg/L)	1 以下	2以下	3以下	5以下	8以下	10以下
環境基準の類型	AA	АВ		С	D	E
生き物から見た水質		魚が棲め	- 魚はほとんど棲めない			
棲んでいる魚		ヤマメ・ イワナ	コイ・フナ	一点はなどんと後のない		
生活の中の水質	水道	道水に使えるな	k質	工業用水とし えない)	して利用(水)	道水には使

### ②散乱ごみの状況

笛吹川における散乱ごみの状況は、山梨市の亀甲橋(上流)では 1.25L と県内でも少ない数値となっていますが、中央市にある桃林橋(下流)では 40L と県内の河川の中でも高い数値となっています。

マイクロプラスチックについても、上流(亀甲橋)では 0.37 個/㎡と少ないものの、下流(桃林橋)においては 5.81 個/㎡と、県内の他の河川と比べて突出して多くなっています。

### ■図 マイクロプラスチック (MP) の状況



※調査期間 令和元年 10 月 2 日~10 月 10 日

出典:山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画(令和2年3月)

### 『マイクロプラスチック問題』とは

マイクロプラスチックは、微細なプラスチック類で一般に 5mm 以下のものをいいます。 海に流出したプラスチックごみは、紫外線や海流の影響により細かく砕かれることによってマイクロプラスチックと呼ばれる微細な欠片となり、海洋中の有害物質を吸着します。

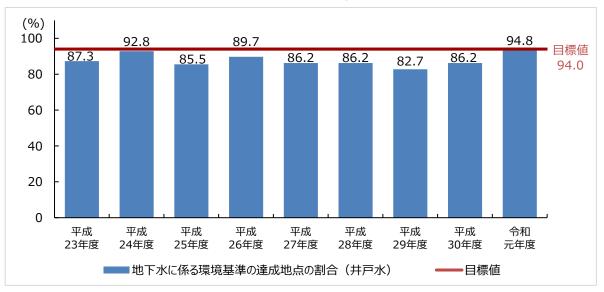
これを海の生き物が餌と間違えて食べることで、体内に取り込まれ、食物連鎖を経て生態系に影響を及ぼすほか、人間の体内に取りこまれることで健康被害を引き起こす可能性も指摘されており、国際的な課題となっています。

海洋に面していない内陸部であっても、プラスチックごみ等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海に流出したものであり、また多くが日常生活に由来するごみであることから、行政・企業だけでなく、市民一人ひとりによる課題解決への行動が求められています。

### (3) 地下水

市内 58 か所における地下水に係る環境基準の達成地点の割合は、9割前後で推移してきており、令和元年度の実績では 94.8%となり、前期計画の目標値 94.0%を超えています。

### ■図 地下水に係る環境基準の達成地点の割合(井戸水)

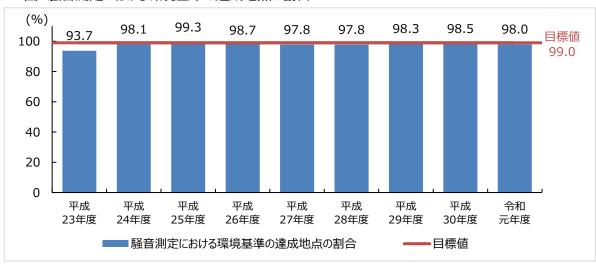


出典:笛吹市環境推進課

### (4) 騒音

騒音測定における環境基準の達成地点の割合としては、令和元年度実績で98.0%となっており、前期計画の目標値にわずかに及びませんでした。

### ■図 騒音測定における環境基準の達成地点の割合



調査年	平成	令和							
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
調査地点数	6 か所	6 か所	10 か所	13 か所	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

出典:笛吹市環境推進課

### (5)公園

本市の公園は、平成 31 年 4 月現在、都市公園が 6 か所 (面積 37.21ha)、その他の公園が 20 か所 (30.62ha) 設置されています。

### ■表 市内の都市公園等の整備状況

区分		箇所数	面積 (ha)	摘要
都市公園	街区公園	5	1.61	石和小林公園、石和温泉駅前公園など
	都市緑地	1	35.60	県立森林公園金川の森
小計		6	37.21	
その他の公園		20	30.62	八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園など
計		26	67.83	

出典:笛吹市まちづくり整備課

### (6) 空き家

賃貸用又は売却用の住宅等を除いた、いわゆる「その他空き家」は、住み手が見つからず管理されないまま放置される状態が続くと、倒壊の危険、衛生面や治安の悪化、景観の損失など、生活環境への悪影響をもたらす恐れがあります。

全国的に空き家対策が課題となる中、本市では、平成30年現在、住宅総数33,940戸のうち、空き家(その他空き家)は2,440戸で約7.2%を占めており、全国の空き家率と比べて高い数値となっています。

### ■表 空き家(その他空き家)の戸数の推移

			うち「その他空き家」					
		住宅総数	戸数	住宅総数に 占める割合				
	全国	57,586,000	2,681,100	4.7%				
平成 20 年	山梨県	398,300	398,300 25,400					
	笛吹市	31,920	1,840	5.8%				
	全国	60,628,600	3,183,600	5.3%				
平成 25 年	山梨県	422,100	33,600	8.0%				
	笛吹市	33,630	3,050	9.1%				
	全国	62,407,400	3,487,200	5.6%				
平成 30 年	山梨県	422,000	36,600	8.7%				
	笛吹市	33,940	2,440	7.2%				

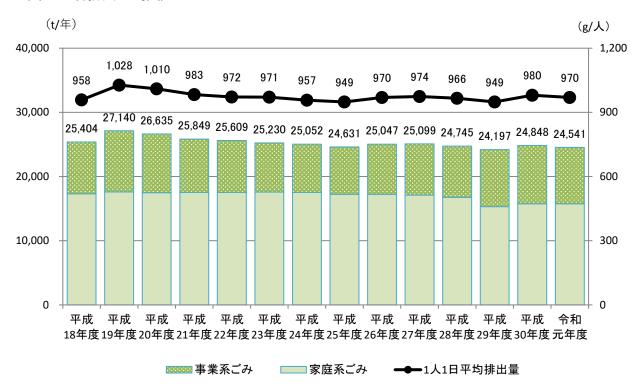
出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

### 4 廃棄物

### (1) ごみの総排出量

本市のごみ総排出量は、平成 19 年度をピークに、平成 25 年度までは徐々に減少してきましたが、平成 26 年度以降、事業系ごみの排出量が増加しており、その結果、総排出量が増加に転じる年度が現れてきています。

### ■図 ごみ総排出量の推移



出典:笛吹市環境推進課

### ■表 ごみ総排出量の推移

項目	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
家庭系ごみ	t/年	17,321	17,603	17,493	17,548	17,533	17,599	17,532	17,233	17,238	17,117	16,761	15,312	15,765	15,770
事業系ごみ	t/年	8,083	9,537	9,142	8,301	8,076	7,631	7,520	7,398	7,809	7,982	7,984	8,885	9,083	8,771
計	t/年	25,404	27,140	26,635	25,849	25,609	25,230	25,052	24,631	25,047	25,099	24,745	24,197	24,848	24,541
1人1日平均排出量	g/人·日	958	1,028	1,010	983	972	971	957	949	970	974	966	949	980	970

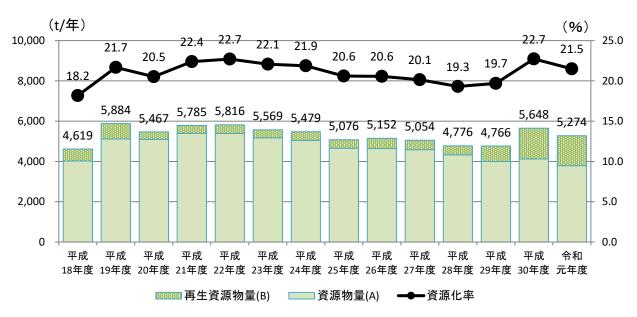
出典:笛吹市環境推進課

# (2) 減量化・リサイクルの状況

家庭系ごみと事業系ごみから発生した資源物量は、焼却施設や破砕施設で発生する再生資源 物量を除くと、平成21年度をピークに徐々に減少しています。

再生資源物量を合わせた資源化率は18~23%の範囲内で推移しています。

## ■図 資源物量の推移(家庭系+事業系)



出典:笛吹市環境推進課

# ■表 資源物量の推移(家庭系+事業系)

家庭系+事業系		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
スチール缶	t/年	197	297	53	257	233	225	197	177	162	164	155	143	148	176
アルミ缶	t/年	52	99	21	126	100	96	85	76	69	70	67	61	63	75
びん(無色)	t/年	173	320	255	354	345	311	335	253	278	294	278	257	265	173
びん(茶色)	t/年	164	305	249	333	315	282	305	229	251	260	246	227	234	156
びん(その他)	t/年	72	113	99	131	126	116	125	93	106	112	106	97	101	69
新聞	t/年	1,387	1,440	1,383	1,343	1,337	1,284	1,297	1,239	1,200	1,104	1,044	963	994	842
雑誌	t/年	786	728	718	668	654	671	665	627	584	526	498	460	474	367
生ビン	t/年	23	15	16	14	11	11	10	9	9	8	8	7	7	4
鉄くず	t/年	16	0	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	0
ペットボトル	t/年	103	279	651	225	267	244	236	203	218	236	223	206	212	223
古布	t/年	13	9	7	8	7	6	4	4	9	16	15	14	15	20
段ボール	t/年	379	840	932	1,186	1,222	1,138	1,017	1,018	1,041	1,076	1,017	939	969	848
ミックスペーパー	t/年	399	408	432	462	481	500	489	459	450	449	425	392	404	478
紙パック	t/年	10	12	11	13	14	12	11	10	10	8	8	7	7	9
容器包装プラ	t/年	247	256	263	271	274	276	266	259	255	257	243	224	231	351
直接持ち込み等(種類不明)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物量(A)	t/年	4,021	5,121	5,092	5,393	5,388	5,173	5,044	4,658	4,643	4,582	4,334	4,000	4,126	3,791
再生資源物量(B)	t/年	598	763	375	392	428	396	435	419	509	472	442	766	1,522	1,483
計(A+B)	t/年	4,619	5,884	5,467	5,785	5,816	5,569	5,479	5,076	5,152	5,054	4,776	4,766	5,648	5,274
参考:ごみ総排出量	t/年	25,404	27,140	26,635	25,849	25,609	25,230	25,052	24,631	25,047	25,099	24,745	24,197	24,848	24,541
資源化率		18.2	21.7	20.5	22.4	22.7	22.1	21.9	20.6	20.6	20.1	19.3	19.7	22.7	21.5

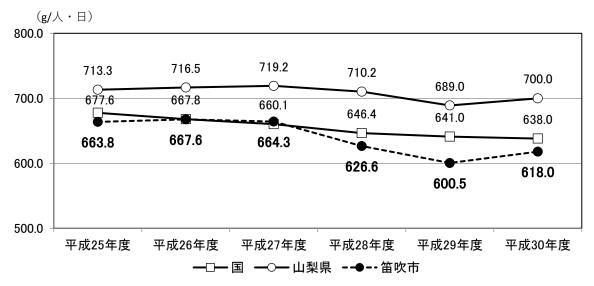
- ※ 資源物量:一般廃棄物のうち資源として再生利用できる空き缶、空きびん、古紙等の回収量
- ※ 再生資源物量: 焼却施設搬出量(磁性物) + 破砕施設搬出量(廃樹木、資源化物【磁性物、アルミ】) + スラグ発生量 (H29 以降)
- ※ 資源化率:資源物量と再生資源物量の合計をごみ総排出量で除した数値。リサイクル率と同義。

出典:笛吹市環境推進課

# (3) 一人1日当たり家庭系ごみ排出量

本市の一人1日当たり家庭系ごみ排出量は、平成27年度まではおおむね国の水準と同様に推移していましたが、平成28年度、平成29年度に低下しました。これは、有料指定可燃ごみ袋を導入したことによる効果と考えます。

## ■図 一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

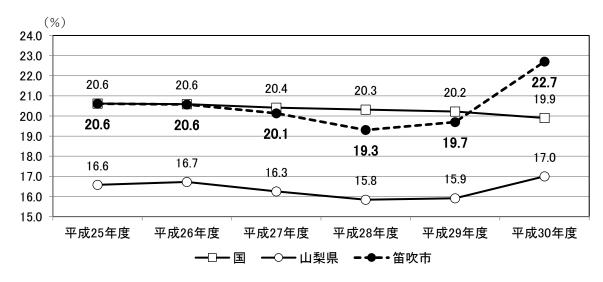


出典:笛吹市環境推進課

# (4) 資源化(リサイクル) 率

本市の資源化(リサイクル)率は、平成 28 年度には 19.3%と国の水準を下回っていましたが、新施設(甲府・峡東クリーンセンター)が稼働した平成 29 年度以降は上昇し、平成 30 年度には国の水準を上回っています。

### ■図 資源化率(セメント資源化量含む)の推移



出典:笛吹市環境推進課

# 5 環境活動

## (1) 市における取組状況

## ①エコアクション 21

本市では、環境目標の進捗管理・評価・見直しを確実に実施するための環境管理システム(エコアクション 21)を、本県の自治体の中で最も早く導入し、毎年の成果を公表しています。

平成30年度は、設定した環境目標の達成に向けて、職員一人ひとりが意識をもって行動するために、全庁的な取組項目(庁内全体の活動計画)と各課独自の取組事項(各課環境活動目標)を定めそれぞれの計画・目標に基づき取組を推進しました。

### 『エコアクション 21』とは

環境への取組を効率的・効果的に行うシステムを構築・運用し、その取組結果を評価・公表する方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく日本独自の認証・登録制度です。

エコアクション 21 では事務・事業における二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、上下水道の水 使用量及び総排水量等の把握を必須項目としています。また、省エネルギー、廃棄物の削減、リ サイクルや節水等の具体的な取組が規定されており、その取組内容、実施状況等を「環境活動レ ポート」として作成し、公表することが義務づけられています。

## ②ゼロカーボンシティ宣言

地球温暖化を始めとする気候変動問題は、世界規模での対応が求められている、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。

こうした状況を踏まえ、平成 27 年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温の上昇幅を  $2^{\infty}$ 未満とし、 $1.5^{\infty}$ に抑えるよう努力する」との目標が国際的に共有されました。

さらに、平成 30 年に公表された IPCC(国連の気候変動に関する政府パネル)の特別報告書では、「気温上昇を 2 Cよりリスクの低い 1.5 Cに抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

これを受けて、本市を含む首都圏の40団体(73市町村)・民間事業者2社で構成(令和2年4月時点)される「廃棄物と環境を考える協議会」では、令和2年7月、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しており、本市においてもその実現に向けた取組を推進していくこととしています。

また、令和3年2月には、山梨県及び県内市町村、県内経済団体等が共同で、2050年までに 県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて取り組むことを宣言しました。

### ③SDGs への取組

第二次笛吹市総合計画(2018~2025)では、「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」を市の将来像として掲げています。

これは、人、産業、基盤を磨き上げ、市民、事業者、行政が手をつなぎ、ともに考え、市の発展をけん引することによって、安定した市民生活、良好な財政状況と持続性のある生活基盤を

生み出し、誰もが活躍する活力に満ちたまちと、市民が求める安全、安心で快適な暮らしを実現しようとするものです。

本市では、SDGs の考え方を取り入れ、市がこれからも持続的な発展を遂げていくために、市 民、事業者との協働の深化を進めていきます。

## ④地球温暖化対策実行計画

職員数や事業量などから見ると、笛吹市役所は本市の行政区域の中では規模の大きい経済主体と言えます。このため、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地球温暖化の防止に大きく寄与することができると考えられます。

笛吹市役所では、「笛吹市地球温暖化対策実行計画(第1次:平成21年度~平成25年度、第2次:平成26年度~平成30年度、第3次:令和元年度~令和5年度)」を策定し、率先して一事業所としての取組を推進してきました。

第3次計画からは、評価対象施設を拡大するとともに、令和5年度までの新たな CO₂削減目標値を定め、その達成に向けて各種取組を進めています。

### 令和 5 年度 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の目標:8,766t-CO<sub>2</sub>以下

単位:t-CO2

左连	笛吹市地球温暖化対策実行計画					
年度	目標CO2排出量	実績CO2排出量				
平成25年度		7,871				
平成26年度	7,751	7,787				
平成27年度	7,632	7,522				
平成28年度	7,512	7,542				
平成29年度	7,392	7,498				
平成30年度	7,273	7,649				
令和元年度	7,153	9,890 ※1				
令和2年度	9,228 ※2					
令和3年度	9,074					
令和4年度	8,920					
令和5年度	8,766					
令和6年度	8,612					
令和7年度	8,458					
令和8年度	8,305					
令和9年度	8,151					
令和10年度	7,997					
令和11年度	7,844					
令和12年度	7,678					

<sup>※1</sup> 今まで対象とされてこなかった外部委託(指定管理施設を含む)についても評価対象に加えることになったため実績値が大きく増加。

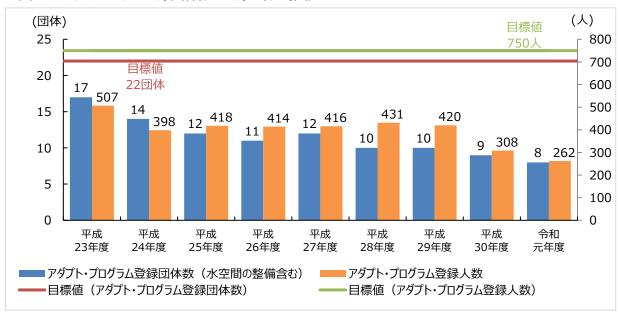
<sup>※2</sup> 外部委託(指定管理者業務含む)請負等による事業については平成25年度実績がないため、令和元年度実績を基に目標値を算出。令和2年度より本計画で規定した全事務事業を踏まえた目標値を設定している。

# (2) 市民、事業者における取組状況

# ①アダプト・プログラム

アダプト・プログラムの登録団体数、登録人数は減少傾向にあり、前期計画の目標値を下回っています。

### ■図 アダプト・プログラム登録団体数と登録人数の推移



出典:笛吹市環境推進課

## 『アダプト・プログラム』とは

行政と市民とが一体となり、協働して地域美化を推進するための制度です。アダプトとは英語で"~を養子にする"という意味があり、市民が里親となって、自分たちの住む地域を、里子のように愛情をもって面倒を見て(美化活動をして)、それを行政がサポートする仕組みになっています。

市は、プログラム登録団体に対して美化活動に使用するごみ袋・ほうき等の清掃用具を貸与・ 支給します。また、美化活動によって集まったごみについては、市で回収します。さらに活動中 の傷害に対処するため、登録者全員に対し、ボランティア活動保険への加入を市で行います。

### 〇アダプト・プログラム登録条件

登録可能な団体は、市民等で組織する自治会、商工会、女性団体、各種のサークル、同好会等、地域住民団体、教育・行政機関、地元企業及びその従業員の団体です(登録者年齢は小学生以上)。

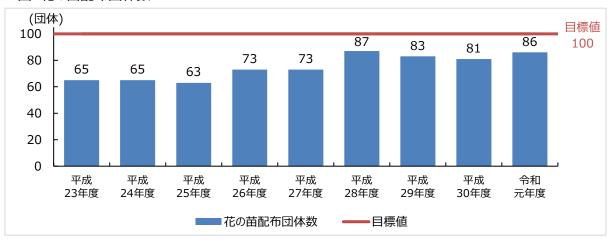
美化活動の対象となる場所は一般道路、駅前、河川敷、公園、広場、文化財等の公共的な場所です。

## ②花の苗の配布

市では、住民による花のあるまちづくりを応援しており、市内の憩いの場や道路沿いなどに 花を植えて育てたい地区・住民の団体などに対して花の苗や種を配布しています。

花の苗配布団体数は、平成 28 年度以降、横ばいとなっており、80~90 団体の間で推移しています。

### ■図 花の苗配布団体数



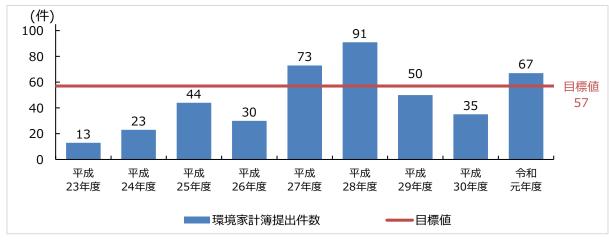
出典:笛吹市環境推進課

### ③環境家計簿の作成

環境家計簿とは、地球温暖化防止を目的に、家庭で消費する電気・ガス・水道などのエネルギーの CO<sub>2</sub>排出量を算出するものです。毎月、家庭でどのくらい CO<sub>2</sub>を排出しているか、データを積み重ねることにより、無駄なエネルギー消費や CO<sub>2</sub>の削減につなげることができます。

市内の環境家計簿の提出件数は年度によりばらつきがあり、令和元年度は67件で、前期計画の目標を達成しています。

# ■図 環境家計簿提出件数



出典:笛吹市環境推進課

# 第4章 アンケートの結果について

市民や事業者の環境保全に対する意識や意向、行政に対する要望等を計画へ反映させるため、アンケートによる環境意識調査を実施しました。

## 調査方法・回収状況

	調査対象	調査 方法	調査期間	郵送・ 配付数	有効 回収数	有効 回収率
I 市民	II(中学生)、III(小学生) の保護者	配付	令和2年2月14日 ~2月26日	1,067	793	74.3%
Ⅱ 中学生	市内公立中学校に通う 2年生の生徒	配付	令和2年2月14日 ~2月26日	550	504	91.6%
Ⅲ 小学生	市内公立小学校に通う 5年生の児童	配付	令和2年2月14日 ~2月26日	517	483	93.4%
IV 観光客	市内のホテルへの宿泊客	配付	令和2年2月1日 ~3月31日	200	65	32.5%
V 事業者	市内に事業所を設置する事業 者を無作為に抽出	郵送	令和2年3月2日 ~3月25日	200	73	36.5%

<sup>※</sup>有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

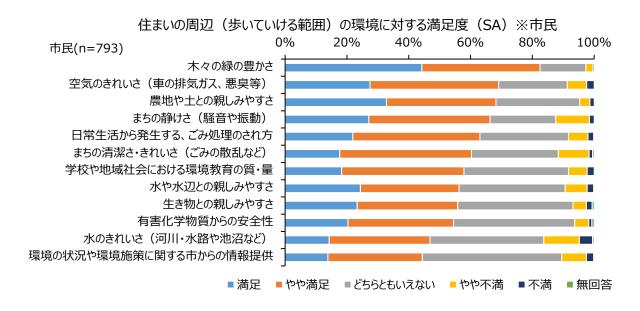
# 本報告書中の記号について

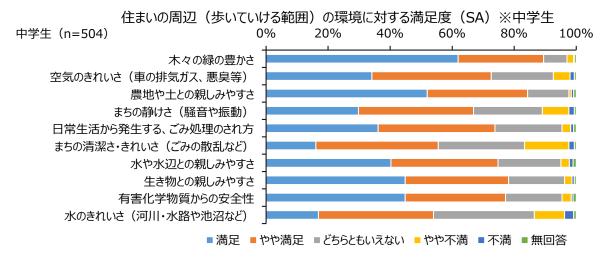
- (SA) ···単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみ。
- (MA) ・・・複数回答(Multi Answer)の略。回答する選択肢の数に制限がある。
  - n···回答者数 (number) を表す。「n = 100」は、回答者数が100人ということ。

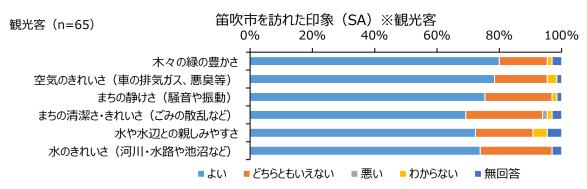
## ①住まいの周辺の環境に対する満足度

市民、中学生とも、満足度のほうが不満度よりも高くなっていますが、不満度が高い項目は、市民では「水のきれいさ(河川・水路や池沼など)」、「環境の状況や環境施策に関する市からの情報提供」、中学生では「まちの清潔さ・きれいさ(ごみの散乱など)」、「水のきれいさ(河川・水路や池沼など)」などとなっています。

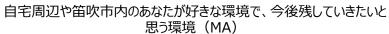
また、観光客の本市を訪れた印象では、「まちの清潔さ・きれいさ (ごみの散乱など)」について「よい」の割合が最も少なくなっています。

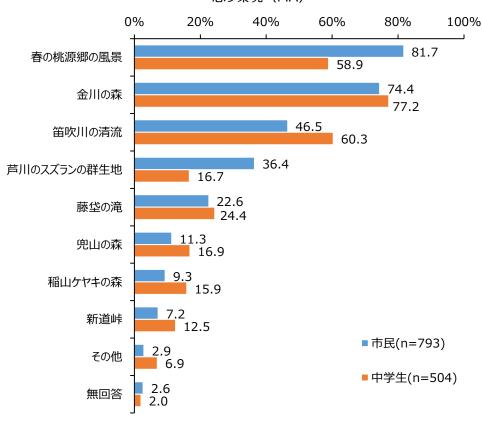


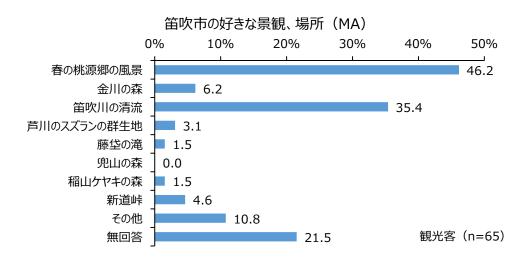




# ②自宅周辺や市内のあなたが好きな環境で、今後残していきたいと思う環境 市民、中学生では、「春の桃源郷の風景」、「金川の森」、「笛吹川の清流」の割合が多くなって おり、観光客が好きな本市の景観、場所では、「春の桃源郷の風景」、「笛吹川の清流」の2項目 について回答が多くなっています。

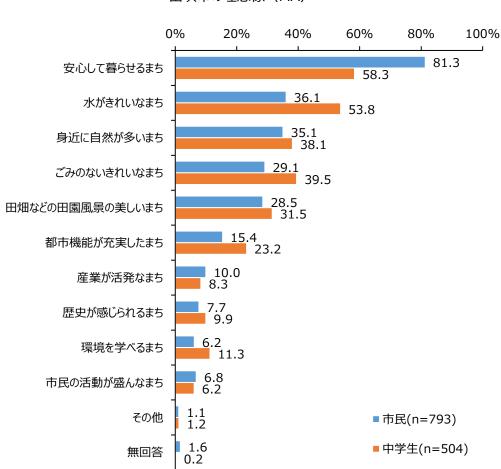






# ③本市の理想像

市民、中学生とも「安心して暮らせるまち」が最も多くなっており、「水がきれいなまち」などと続いています。



### 笛吹市の理想像(MA)

④環境上、問題となっている場所や出来事、次期計画における要望等に係る自由意見 (自由記述)

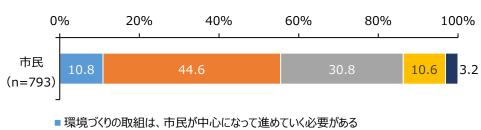
以下に関連する意見が多くなっています。

	環境上、問題となっている場所や出来事	次期計画における要望等に係る自由意見				
	畑などにおける野焼き	ゴミ袋の金額の減額				
市民	ゴミのポイ捨て	リサイクルステーションの増設				
	道路の危険箇所	野焼きへの適切な指導				
	ペット・野良猫などのフンの問題					
中学生	ゴミのポイ捨て(特に河川におけるもの)	市内の自然環境の保全				
	バイクの騒音	ゴミのポイ捨てに対する対策				
		野焼きへの適切な指導				

## ⑤市民と行政との協働による環境づくりに関する取組の考え方

「市民だけでなく、事業所、行政がそれぞれの立場から積極的に取り組む必要がある」が 44.6%で最も多く、「市民や事業所の取組は重要だが、行政のリーダーシップがより重要である」が 30.8%と続いており、行政の関与が一定程度必要であると考えられています。

環境づくりに関する取組を進めていくにあたっての、あなたの考え方に最も近いもの(SA)※市民

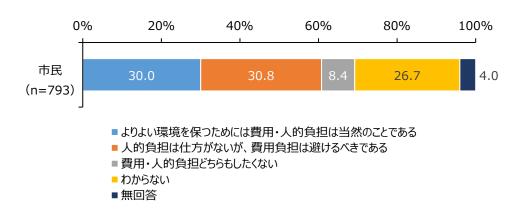


- ■市民だけでなく、事業所、行政がそれぞれの立場から積極的に取り組む必要がある
- ■市民や事業所の取組は重要だが、行政のリーダーシップがより重要である
- わからない
- ■無回答

### ⑥本市の環境をよりよいものにしていくための、費用負担、人的負担に関する考え

「人的負担は仕方がないが、費用負担は避けるべきである」、「よりよい環境を保つためには 費用・人的負担は当然のことである」がそれぞれ3割程度となっており、人的負担については 6割以上が許容的な姿勢となっています。

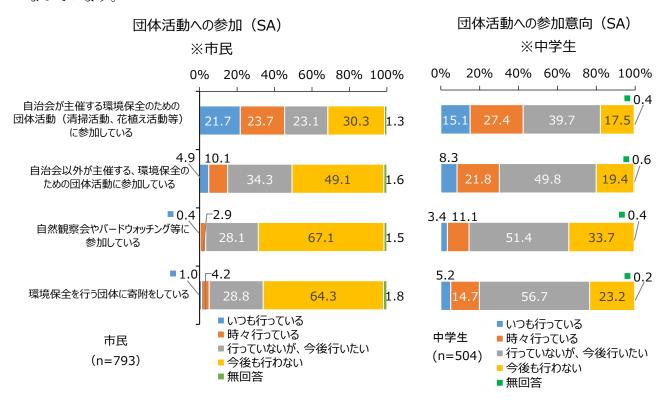
笛吹市の環境をよりよいものにしていくための費用負担、人的負担についてどう思うか(SA)※市民



## (7)環境に係る団体活動への参加意向

市民においては、「自治会が主催する環境保全のための団体活動(清掃活動、花植え活動等)」 については約7割が"参加に前向き"ですが、「自治会以外が主催」の場合は、"参加に前向き"な 割合が約5割に低下しています。

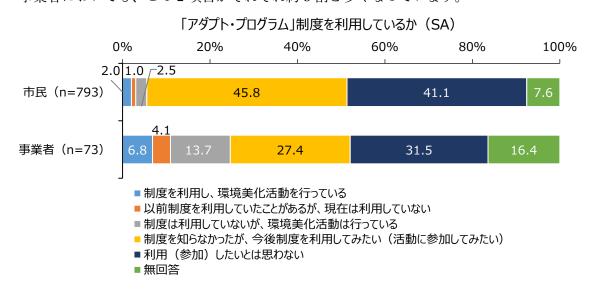
中学生においては"参加に前向き"な割合が、いずれの活動においても 6 割半ばを超えて多くなっています。



### ⑧「アダプト・プログラム」制度の利用

市民においては、「制度を知らなかったが、今後制度を利用してみたい(活動に参加してみたい)」、「利用(参加)したいとは思わない」の2項目がいずれも4割台となっており、この2項目で二分しています。

事業者においても、この2項目がそれぞれ約3割と多くなっています。

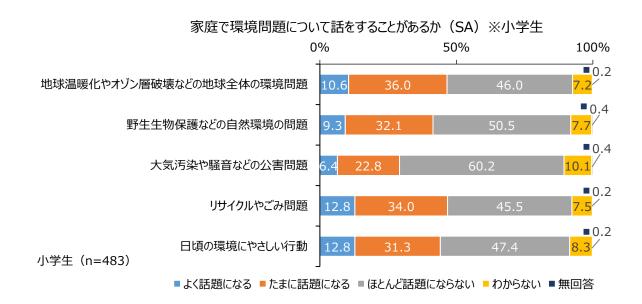


#### 43

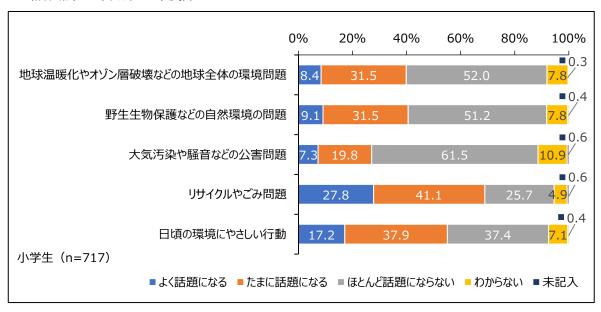
# ⑨家庭で環境問題について話す機会

環境問題に係るいずれの項目も、「よく話題になる」、「たまに話題になる」を合わせた割合が 5割未満となっています。

平成21年度に実施した前回調査と比べると、「リサイクルやごみ問題」、「日頃の環境にやさしい行動」については、話題になる割合が10ポイント以上減少しています。



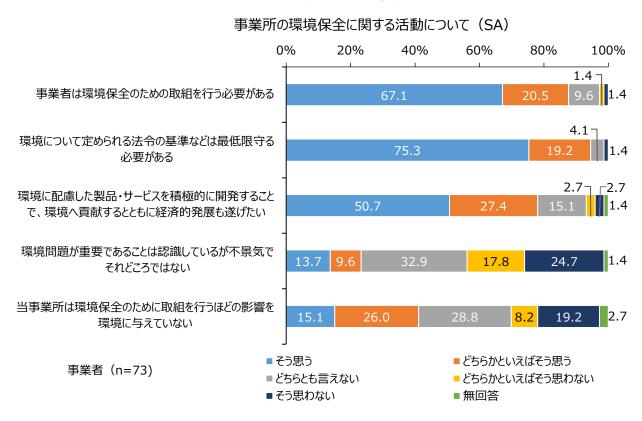
## (前回調査 (平成21年度))



## ⑩事業所の環境保全に関する活動に係る意向

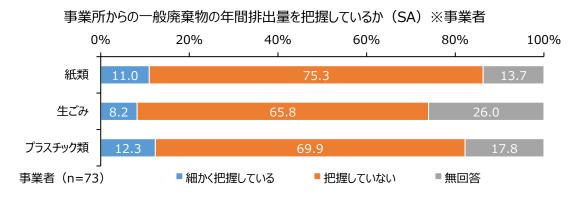
「環境について定められる法令の基準などは最低限守る必要がある」、「事業者は環境保全のための取組を行う必要がある」などの、環境保全活動の"必要性"に係る項目では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定する割合が7割後半から9割半ばと高くなっています。

また、「環境問題が重要であることは認識しているが不景気でそれどころではない」、「当事業所は環境保全のために取組を行うほどの影響を環境に与えていない」においては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせて、それぞれ 23.3%、41.1%となっており、環境保全活動が必要ととらえているものの"実践"には消極的な事業者が一定割合を占めています。



## ⑪事業所からの一般廃棄物の年間排出量の把握状況

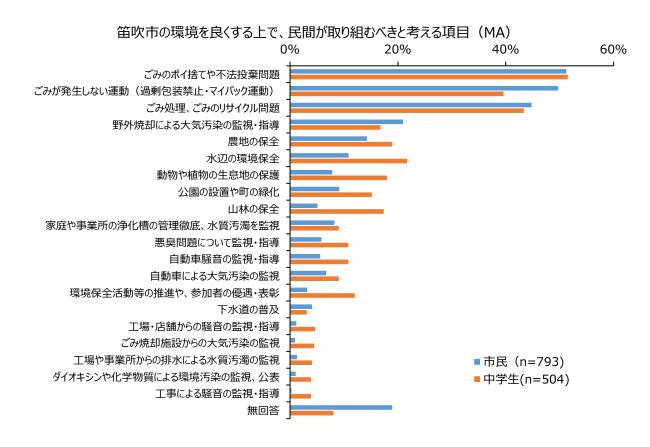
いずれの項目も「細かく把握している」が1割前後と低く、「把握していない」が6割半ばから7割半ばと多くなっています。

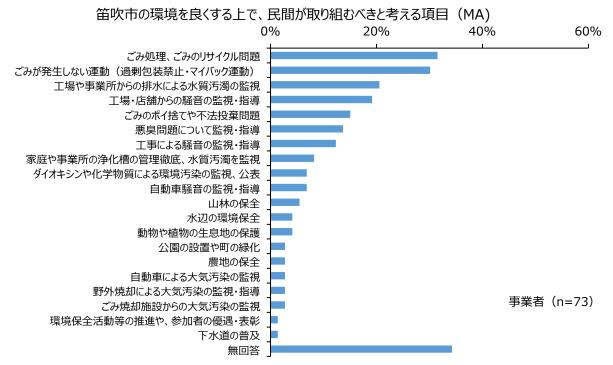


## ②本市の環境を良くする上で、民間が取り組む必要があると思うこと

市民、中学生では、「ごみのポイ捨てや不法投棄問題」、「ごみが発生しない運動」、「ごみ処理、 ごみのリサイクル問題」など、ごみに係る取組の割合が多くなっています。

事業者においてもごみに係る取組の割合が多くなっていますが、「ごみのポイ捨てや不法投棄問題」よりも「工場や事業所からの排水による水質汚濁の監視」のほうが多くなっています。



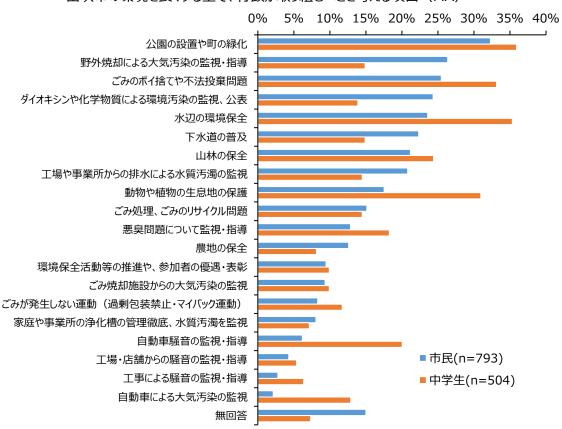


# ③本市の環境を良くする上で、行政が取り組む必要があると思うこと

「公園の設置や町の緑化」、「ごみのポイ捨てや不法投棄問題」が市民、中学生、事業者のいずれにおいても多くなっています。

また、市民では「野外焼却による大気汚染の監視・指導」、中学生では「水辺の環境保全」なども多くなっています。

# 笛吹市の環境を良くする上で、行政が取り組むべきと考える項目(MA)



# 笛吹市の環境を良くする上で、行政が取り組むべきと考える項目(MA)

